



2025年9月22日

各位

会社名 Chordia Therapeutics 株式会社  
 代表者名 代表取締役 三宅 洋  
 (コード番号：190A 東証グロース市場)  
 問合せ先 財務部長 岡谷 大  
 TEL：03-6661-9543  
 MAIL：[ir@chorditherapeutics.com](mailto:ir@chorditherapeutics.com)

**第9回新株予約権（行使価額修正条項付）並びに第10回  
 及び第11回新株予約権の第三者割当てによる発行に係る払込完了に関するお知らせ**

当社は、2025年9月5日の当社取締役会決議により決定いたしました、第三者割当てによる第9回新株予約権（行使価額修正条項付）、第10回新株予約権及び第11回新株予約権（以下、それぞれを「第9回新株予約権」、「第10回新株予約権」及び「第11回新株予約権」といい、これらを個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。）の発行について、本日、本新株予約権に係る発行価額の総額（10,388,800円）の払込みが完了したことを確認いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本新株予約権の発行に関する詳細につきましては、2025年9月5日公表の「第9回新株予約権（行使価額修正条項付）並びに第10回及び第11回新株予約権の第三者割当てによる発行に関するお知らせ」をご参照ください。

（参考）

本新株予約権の概要

(1) 割当日	2025年9月22日
(2) 発行新株予約権数	172,000個 第9回新株予約権 103,200個 第10回新株予約権 34,400個 第11回新株予約権 34,400個
(3) 発行価額	総額 10,388,800円 （第9回新株予約権1個当たり72円、第10回新株予約権1個当たり45円、 第11回新株予約権1個当たり41円）
(4) 当該発行による潜在株式数	17,200,000株（本新株予約権1個につき100株） 第9回新株予約権 10,320,000株 第10回新株予約権 3,440,000株 第11回新株予約権 3,440,000株 本新株予約権のうち、第9回新株予約権については、下記「(6) 行使価額及び行使価額の修正条件」に記載のとおり行使価額が修正される場合がありますが、上限行使価額はありません。また、第9回新株予約権に係る下限行使価額

	は 105 円ですが、下限行使価額においても、第 9 回新株予約権に係る潜在株式数は 10,320,000 株です。 第 10 回及び第 11 回新株予約権については、行使価額修正条項は付されてお りません。
(5) 調達資金の額	3,126,788,800 円 (注)
(6) 行使価額及び行使 価額の修正条件	当初行使価額 第 9 回新株予約権 175 円 第 10 回新株予約権 175 円 第 11 回新株予約権 210 円 本新株予約権のうち、第 9 回新株予約権の行使価額は、本新株予約権の各行使 請求の効力発生日の直前取引日（「取引日」とは、株式会社東京証券取引所（以 下「東京証券取引所」といいます。）において売買立会が行われる日をいいます。） の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」とい います。）（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の 95%に相当する金 額の 1 円未満の端数を切り捨てた金額に修正されます。但し、修正後の金額が 下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額 とします。
(7) 募集又は割当方法	第三者割当の方法によります。
(8) 割当先	株式会社 S B I 証券（以下「割当先」といいます。）
(9) 権利行使期間	第 9 回及び第 10 回新株予約権：2025 年 9 月 24 日～2027 年 9 月 24 日 第 11 回新株予約権：2025 年 9 月 24 日～2028 年 9 月 25 日
(10) その他	当社は、割当先との間で、本新株予約権に関する第三者割当契約（以下「本新 株予約権割当契約」といいます。）を締結いたしました。本新株予約権割当契 約において、以下の内容が定められております。 ・本新株予約権の行使要請及び行使要請の撤回 ・本新株予約権の行使停止及び行使停止の撤回 ・割当先による本新株予約権の取得に係る請求 また、割当先は、本新株予約権割当契約の規定により、本新株予約権の譲渡す る場合には、当社取締役会の決議による承認を要します。

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

以上